

ゆう林

熊本県林業雇用情報誌

平成20年1月発行

VOL.18



第6回林業技能競技会の様子

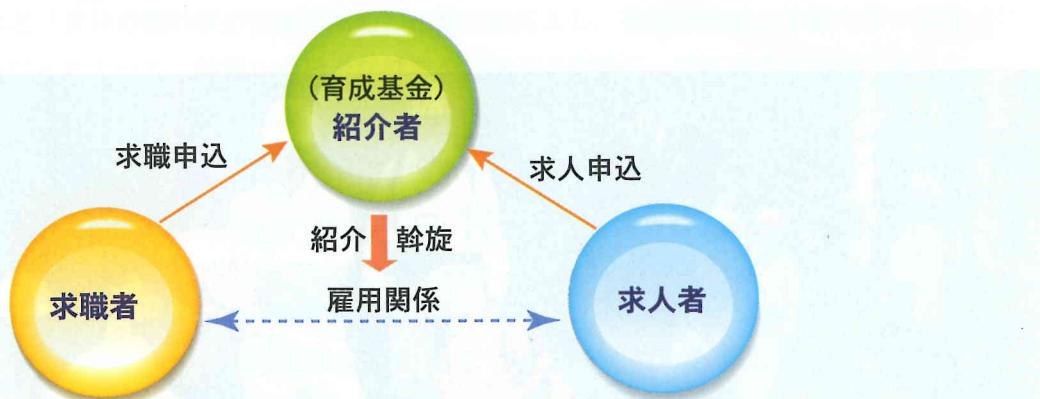
CONTENTS

無料職業紹介事業ができるようになりました	2~3	認定事業体雇用管理者研修会を開催	7
くまもと林業担い手の元気づくり大会を開催	4	認定事業体経営者等資質向上研修会を開催	8
第6回熊本県林業技能競技会を開催	5	新規就労者意見交換会を開催	9
林業技能作業士(グリーンワーカー)養成研修終了	6	労働局からのお知らせ	10~11
林業体験学習会を開催	6	森林の仕事ガイダンス(林業就業相談・共同説明会) 開催のお知らせ	12

無料職業紹介事業ができるようになりました！

民営職業紹介事業とは

職業安定法（昭和22年11月30日法律141号・最終改正平成15年6月13日法律82号）により定められたもので、求人及び求職の申し込みを受け、求人者と求職者の間における雇用関係の成立を斡旋することを言います。言い換えれば公共職業安定所（ハローワーク）が行っている業務のうち職業紹介事業について厚生労働大臣の許可を受け、出来るようになったものです。



何故、(財)熊本県林業従事者育成基金がこの無料職業紹介事業許可を受けたのでしょうか

当育成基金は、林業労働力確保支援センターの業務を行っておりますが、職業安定法に基づいた許可を受けていないために、これまで当育成基金が求職者に対する各種研修事業や、林業に興味がある人達への体験学習会等を実施し求職者の情報を持っていても、直接求人・求職を受け付けて雇用関係の成立を斡旋することが出来ませんでした。そのために、求職者、求人者を結びつける機関はハローワークのみであったため、雇用関係に至るまでに時間がかかったり、お互いの声が届かなかったりと迅速な対応が出来ませんでした。そこで、正式に職業安定法に基づく許可を得るために、約6ヶ月の準備を経て、8月10日に厚生労働大臣宛に申請を行い、平成19年11月1日付で無料職業紹介事業許可（許可番号43-ム-300005号）を受ける事ができました。

当育成基金が行う職業紹介業の取扱職種の範囲は

取扱職種は、「林業の職業（育林作業者、伐木・造材作業者、集材・運材作業者）とする。事業の実施範囲は日本国内とする。」となっています。林業の現場で作業する人達を紹介することとし、全国から（国外は除く）熊本県へのIターン、Uターン等も積極的に紹介していきたいと思っています。

雇用情報 特定就職困難者雇用開発助成金

目的

特定求職者を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して、賃金の一部を助成することにより、これらの者の雇用機会の増大を図ることを目的としています。

対象事業主

公共職業安定所又は雇用関係給付金を扱うことが出来る有料・無料職業紹介事業者の紹介により次の求職者（65歳未満の者に限る。）を雇い入れた事業主の方です。

当育成基金は、熊本労働局長より取扱者の同意を得ております。

- ① 60歳以上の者
- ② 身体・知的・精神障害者
- ③ 母子家庭の母等
- ④ 中国残留邦人等永住帰国人
- ⑤ 手帳所持者（沖縄・漁業・本四架橋）
- ⑥ その他就職困難者等

支給要件

受給するためには、次の要件全てに該当している必要があります。

- ① 雇用保険の適用事業の事業主であること。
- ② 対象労働者(上記①から⑥)を雇用保険の被保険者として雇い入れ、助成金の受給終了後も引き続き相当期間雇用することが確実と認められること。
- ③ 資本、資金、人事、取引等の状況から見て対象労働者を雇用していた事業主と密接な関係にある場合でないこと。
- ④ 対象労働者の雇い入れの前日から起算して6ヶ月前の日から1年間の間に、当該事業所で雇用する被保険者(短期雇用特例被保険者及び日雇い労働被保険者を除く。)を事業主の都合で解雇(勧奨退職等を含む。)していないこと。
- ⑤ 対象労働者の雇い入れの前日から起算して6ヶ月前の日から1年間の間に、当該事業所において、特定受給資格者となる離職理由によりその雇用する被保険者(短期雇用特例被保険者及び日雇い労働被保険者を除く。)を3人を超えて離職させていないこと。

上記に該当する場合であっても、次のいずれかに該当する場合は支給されません。

- ① 公共職業安定所又は職業紹介事業者の紹介以前に雇用関係又は雇用の内定があった対象労働者を雇い入れる場合には、助成対象となりません。
- ② 助成金の支給対象期間中、対象労働者を事業主の都合により解雇(勧奨退職等を含む。)した場合。
- ③ 雇い入れた日の前日から過去3年間に当該事業所において、職場適応訓練(短期を除く。)を受け、又は被保険者として雇用した者を雇い入れる場合。
- ④ 支給対象期に係る対象労働者に対する賃金を支払期日を超えて支給申請を行うまでに支払っていない場合。
- ⑤ 公共職業安定所又は職業紹介事業者の紹介時点と異なる条件で雇い入れ、当該対象労働者から異なる旨の申し出があった場合。
- ⑥ 労働保険料の納付を2年を超えて滞納している場合。
- ⑦ 悪質な不正行為により本来受けることの出来ない各種助成金の支給を受け、又は受けようとしたことにより、3年間にわたる助成金の不支給措置が執られている場合。
- ⑧ 労働関係法令の違反により、当該事業主に助成金を支給することが適当でないと認められる場合。
特定受給資格者とは、離職理由が、倒産・解雇等により再就職の準備をする余裕が無く離職を余儀なくされた雇用保険受給資格者です。

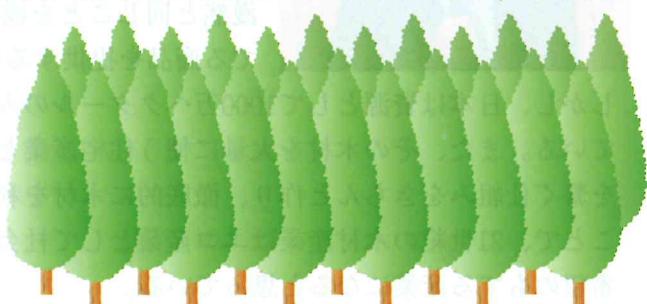
助成内容

雇い入れ後1年間に支払った賃金に対する相当額として厚生労働大臣が定める方法により算定した額の1/4(中小企業1/3)(重度障害者等は1年半で1/3(中小企業1/2)となります。)

受給するための手続き

対象事業主が、助成の対象となる労働者を雇い入れた場合には、対象労働者に係る支給対象期(6ヶ月毎に第1期、第2期と区分します。)の末日から起算して1ヶ月以内に支給申請書に必要な書類を添えて公共職業安定所に申請を行います。なお、様式、添付書類等詳しくは最寄りの公共職業安定所で確認してください。

※ 熊本労働局需給調整室資料より。



くまもと林業担い手の元気づくり大会を開催

〈行政・林業関係者ら300人が参加〉

平成19年10月9日(火)益城町の「グランメッセ熊本」に、林業関係者、行政、一般から約300人が参加して、「くまもと林業担い手の元気づくり大会」が開催されました。

この大会は、熊本県、(財)熊本県林業従事者育成基金、熊本県認定事業体連絡協議会、熊本県林業研究グループ連絡協議会、熊本県森林組合連合会で組織する「くまもと林業担い手の元気づくり大会実行委員会」の主催により、林業担い手(山で働く人々)の研鑽を図り、林業担い手の役割を広く県民へ周知し、林業担い手の元気づくりに資することを目的に開催されました。



主なプログラムは次のとおりです。

◆第6回熊本県林業技能競技会表彰式

平成19年8月31日(金)に行われた、第6回熊本県林業技能競技会において入賞した選手に熊本県賞他各賞について、木製の表彰状及び賞品(当日は目録)が手渡されました。

また、この競技会の様子がビデオにより放映され、林業に従事している人達の日頃の仕事の内容が、参加した人々に紹介されました。

◆活動報告

県内の森林組合や、民間の林業事業体等で日頃から「林業の担い手」として活躍している4人の方々から、林業についての思いや、林業を次世代に伝えていくことの大切さなどについての活動報告がおこなわれました。

発表者は次のとおり

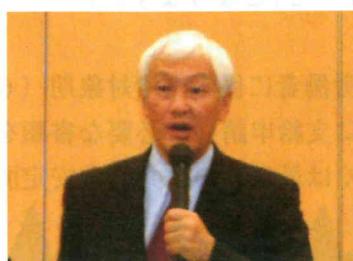
- | | |
|-------------------------|-------------------|
| ・木場木材工業株式会社 宮嶋 浩一 氏 | ・水俣芦北森林組合 山田 康雄 氏 |
| ・球磨地区林研クラブ連絡協議会 平野 隆三 氏 | ・天草地域森林組合 橋口 良一 氏 |

◆講 演

講 師：銘建工業株式会社代表取締役 中島 浩一郎 氏

演 題：「木材加工業は21世紀の希望の産業」

講演の要旨



木材産業は、つい30年前まで長い間非常に良い時代だった。これはいわば木材バブルだったといえる。今はその時代の裏返しである。しかし、この間、木材産業は、特に製材業は何もしてこなかった。ただ漫然と同じことを繰り返してきた。そのためお客様に対して、責任の持てる商品を提供する努力を怠ってきたことが今日の状況である。

しかし、日本は資源として1000万ヘクタールの人工林をもち、年間数千万立方メートルの木材が生産されている。また、その木材を大量に使う住宅産業というマーケットも立派に存在している。この二つを繋ぐ仕組みをきちんと作り、徹底的に木材を利用する事が重要である。この仕組みを作っていくことで、21世紀の木材産業はエコ産業として社会に受け入れられる。そして、林業木材産業は大変希望のもてる産業になると思っている。

第6回熊本県林業技能競技会を開催

（矢部愛林有限会社・株式会社泉林業が熊本県賞を獲得）



平成19年8月31日（金）第6回「熊本県林業技能競技会」が開催されました。

この競技会は、林業従事者の林業技能の向上と、労働安全衛生意識の向上を図ることを目的として開催されており、今回が6回目です。

熊本県認定事業体連絡協議会と、（財）熊本県林業従事者育成基金の共催、熊本県の後援により実施されているもので、上益城郡山都町島木の県有林間之谷団地、ヒノキ50年生の一部を借りて行われました。

競技は、総合の部と高性能林業機械の部に分けて行われました。

総合の部の選手は、1事業体2人1組で、森林評価、林業知識、目立玉切、伐倒枝払の4つの種目に分けて実施し、高性能林業機械部門の選手は、1事業体1人で「プロセッサ」を使用して行われました。

それぞれの競技で入賞した選手は「くまもと林業担い手の元気づくり大会」において表彰されました。入賞者の皆さんおめでとうございます。

『競技部門別入賞者』は次のとおり

総合の部

		表彰区分	所属	選手名	
1位	熊本県賞	矢部愛林(有)	赤澤嘉彦	東良典	
2位	熊本県認定事業体連絡協議会賞	五木村森林組合	濱松鉄男	山尾準市	
3位	(財)熊本県林業従事者育成基金賞	菊池森林組合	水上兼司郎	菊川明宏	

高性能林業機械の部

		表彰区分	所属	選手名
1位	熊本県賞	(株)泉林業	松江厚	
2位	熊本県認定事業体連絡協議会賞	球磨村森林組合	横井和夫	
3位	(財)熊本県林業従事者育成基金賞	矢部愛林(有)	堀真晃	



森林評価競技



高性能林業機械競技



伐倒競技

林業技能作業士(グリーンワーカー)養成研修終了

平成19年6月1日(金)から熊本県林業研修センターを中心として行われていた、平成19年度の「グリーンワーカー養成研修」は、10月12日(金)無事終了し修了式が行われました。この間研修生は約5ヶ月間研修センターに宿泊し、共同生活を行いました。

研修生は次の7人で、森林林業に関する基本的な知識や、林業架線作業主任者、フォークリフト運転技能などの多くの研修を受講し、それぞれの技能資格を取得しました。

修了式では、「皆さんはこの研修で身につけた技能や知識を、大事にしまい込まずに職場の中心となって、身をもって先輩や後輩に伝える使命があります」と講評があったあと、ひとりひとりに認定証が手渡されました。

皆さんの今後益々の活躍を期待します。

■研修修了者

氏名	所属事業体
魚住 篤嗣	菊池森林組合
佐藤 義治	阿蘇森林組合
市川 修一	八代森林組合
黒木 優治	八代森林組合
中村 哲也	八代森林組合
森下 貴光	五木村森林組合
橋本 亮	天草地域森林組合



研修の様子

林業体験学習会を開催

平成19年度の「林業体験学習会」は平成19年9月21日(金)～23日(日)までの3日間、菊池森林組合の協力を得て、菊池市旭志の現地を会場にして開催しました。今回の体験学習会には、熊本県内の各地から5人と、隣の長崎県から1人、高知県から1人合計7人の参加がありました。

今回の林業体験作業の内容は、鎌を使っての下刈と、刈払機を使用しての下刈、枝打鋸を使っての枝打ち、それにチェーンソーを使用しての間伐を体験しました。



体験会の様子

参加したさんは林業機械を扱うのは初めてのこと、立秋を過ぎても異常に暑い中に下刈や、立木の伐採などの体験に汗を流しました。作業開始の頃は機械の操作も恐る恐るという感じでしたが、やがて慣れてくると取り扱いも上手になり、自分の思う方向に立木を倒すことができたときは、大変満足そうな表情でした。

今後は今回の体験を生かして、1人でも多くの人が林業事業体に就職して、立派な林業の担い手になることを期待しています。

認定事業体雇用管理者研修会を開催

平成19年6月29日(金)益城町の「グランメッセ熊本」において、平成19年度「認定事業体雇用管理者研修会」を開催しました。

この研修会は、地域林業雇用改善促進事業の一環として実施したもので、県内32の事業体長ほか雇用管理担当者等、合わせて43人と多くの参加者がありました。

講師には、元田社会保険労務士事務所長として広く活躍されている、社会保険労務士の元田克秋氏を迎えて「雇用管理者の仕事と責任(採用から退職解雇まで)」という演題で講演がありました。

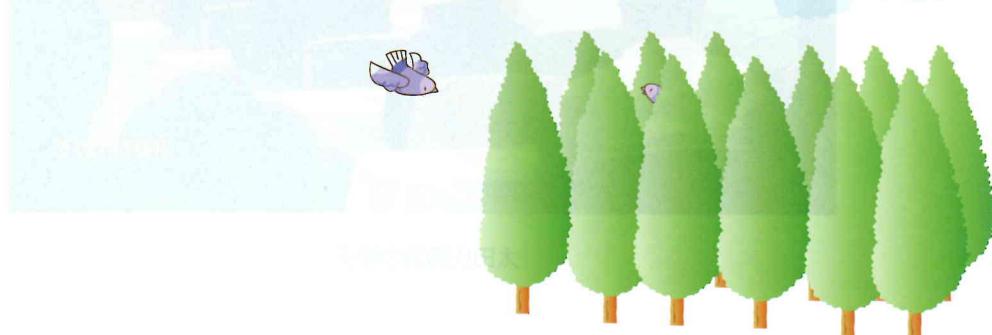
講演は、元田氏の作成資料と、全国森林組合連合会発行の「林業雇用管理改善のしおり」をもとに進められました。

要旨は、林業界は長期の材価低迷等により厳しい採算性の状況が続いていることや、労働者の雇用について、募集についてはハローワークの利用など6つの方法があること。採用とは労働契約を結ぶことであり、契約に当たっては労働者に労働時間・休日・休暇・賃金等の労働条件を明示することが義務づけられていること等、資料を元に話しがあり、又、これらの労働条件の明示については、書面をもって行うこと。なお、事情によりやむを得ないときは労働契約の解除をすることができる。その他、休日と休暇、代休と振り替え休日、安全衛生管理体制、就業規則の制定など、事業主が行うべき事項から、解雇や退職等労働契約の終了などについて講演があり、参加者一同メモを取りながら熱心に聴き入っていました。

また、(財)熊本県林業従事者育成基金が行う「林業従事者育成等にかかる各種助成事業」について、同育成基金の野間事務局長から説明がありました。



元田氏講演の様子



認定事業体経営者等資質向上研修会を開催

平成19年12月5日(水)熊本市の「熊本テルサ」において、平成19年度「認定事業体経営者等資質向上研修会」を開催しました。

この研修は林業における、熊本県内の認定事業体の経営者・雇用管理者等の資質の向上を目的に開催したもので、今回は、6月に実施した雇用管理者研修会の際に配布・回収した参加者からのアンケートで、「今後興味のある講演」として最も希望の多かった、「人材の確保、育成、従業員教育」をテーマとして開催しました。

研修会には、県下31の認定事業体から事業体長、雇用管理の担当者のほか、熊本県の各地域振興局からも多数の参加があり、参加者の総数は53名でした。

講師には、現場主義・地域主義の経営コンサルタントとして活躍されている、株式会社太田経営の代表取締役太田潤之助氏を迎えて、太田氏の著書である「部下を育て、組織の活力を創るリーダーシップの黄金律」をもとに講演がありました。

「企業格差は人財の格差である、山より大きな石は出ない、後ろ姿で引っ張るリーダーになれ、部下の目線で語れ、リーダーの器で成果は決まる。企業は人なり。企業は、人・モノ・カネ・情報・システムによって成り立つ。そして、・モノを活かし・カネを活かし・情報を活かし、かつ人を育て・システムをつくり出すものは人なり。」といった内容で、部下を育てるためにリーダーが行う、部下の指導、組織の活性化や、コミュニケーションの取り方、自己啓発等について、氏の実体験等をもとに、ときにはおかしく、時にはシビアな語り口で講演されました。

人材の育成については、林業経営でも大変重要な課題であり、参加した皆さんはうなずきながら熱心に聴きっていました。

また、人権に関するビデオ上映や、(財)熊本県林業従事者育成基金が行う「林業従事者育成等にかかる各種助成事業」について同育成基金の野間事務局長から説明がありました。



太田氏講演の様子

新規就労者意見交換会を開催

新規就労者の人達が、初めて林業に就業して現実の違い、周りの人達とのコミュニケーションの不足、年齢のギャップ等色々の悩みや生活習慣の違いなど、不安や悩みを持ったままで仕事を続けると、仕事に嫌気がさしたり事故を起こしがちになり、その結果定着率が悪くなるという現状があります。この意見交換会は、このような新規就労者の悩みの減少や、自己啓発の一助にするために実施したものです。

参加者は、平成18年度「緑の雇用担い手対策事業研修」を修了した人などを対象に2回に分けて実施し23人の参加がありました。

講師は、2回とも同じ有限会社ビジネスアシスト代表取締役で社会保険労務士の菅原孝二氏にお願いし「新規就労者の定着に向けて」と題して、講演がありました。

講演終了後、菅原氏を座長に意見交換会を行いました。進め方は、1班4~5人に班分けし、与えられたテーマについて各班で議論し代表が発表した後、テーマにかかわらず現在考えていることなどについてフリートーキングを行いました。

第1回は、平成19年6月21日(木)熊本市の「熊本テルサ」において、「美しい森林づくり人材育成事業」の「新規就労者支援事業」で、また、12月12日(水)には熊本県住宅供給公社議室において、「地域林業雇用改善促進事業」の「職業等講習事業」として開催しました。

◇第1回、第2回で出された意見を集約すると次の様なことでした。

テーマ1 あなたにとって仕事のやりがいとは何だろう

- ・賃金は安いが、環境保護のためには必要な仕事であり、特に作業後の木の成長を見ると達成感を覚える。
- ・林業は環境を守っていく大切な仕事の一つである。植林した苗木が、大木に成長するまでには、気の遠くなるような長い年月がかかる。しかし誰かがやらなければ地球環境も崩れる。私はその意味でも責任のある、大切な仕事だと思ってやっている。



第1回意見交換会

テーマ2 林業の将来にどんな夢持っていますか

- ・賃金が安い。今は若いから良いけれど、40代になったらもうと上がらないと苦しい。不安で夢がもてない。
- ・植え付けた木を手入れし、30年、50年後に自分の手で伐採してみたい。



第2回意見交換会

テーマ3 職場のコミュニケーションを保つには何が必要と思われますか。

- ・ミーティングにより会話が必要だと思う。
- ・相手の立場を理解し積極的にきちんと挨拶すること。

その他事業体への意見・要望等

- ・作業班によって能率に差があるが、能率が上がっても評価してくれない。頑張った分だけ還元してくれたらやりがいもあるし、技術の向上にもつながる。
- ・現場までの交通費を支給して欲しい。自宅から現場までかなりの遠距離通勤となり燃料代が高くつく。
- ・チェーンソーや刈払い機を支給または貸与してほしい。

平成19年10月1日から、労働者の募集・採用時に年齢制限を設けることができなくなりました。

雇用対策法が改正され、労働者の一人一人により均等な働く機会が与えられるよう、募集・採用における年齢制限が禁止されました。

- ◆ 労働者の募集及び採用の際には、原則として年齢を「不問」としなければなりません。
- ◆ この年齢制限の禁止は、ハローワークを利用する場合をはじめ、民間の職業紹介事業者、求人広告などを通じて募集・採用する場合や事業主が直接募集・採用する場合を含め、広く「募集・採用」を行うに当たって適用されます。

※ 例外的に年齢制限を行うことが認められる場合

募集・採用における年齢制限は禁止されますが、合理的な理由があって例外的に年齢制限が認められる場合を厚生労働省令で定めています。

◇ 例外事由（雇用対策法施行規則第1条の3第1項） ◇

1号	定年年齢を上限として、当該上限年齢未満の労働者を期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合
2号	労働基準法等法令の規定により年齢制限が設けられている場合
3号のイ	長期勤続によるキャリア形成を図る観点から、若年者等を期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合
3号のロ	技能・ノウハウの継承の観点から、特定の職種において労働者数が相当程度少ない特定の年齢層に限定し、かつ、期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合
3号のハ	芸術・芸能の分野における表現の真実性等の要請がある場合
3号のニ	60歳以上の高年齢者又は特定の年齢層の雇用を促進する施策（国の施策を活用しようとする場合に限る。）の対象となる者に限定して募集・採用する場合

～詳しくは最寄りのハローワークにお尋ねください。～

雇用保険法が変わります！

～ 雇用保険被保険者のみなさまへ ～

1 雇用保険の受給資格要件が変わります

- これまでの週所定労働時間による被保険者区分（短時間労働者以外の一般被保険者／短時間被保険者）をなくし、雇用保険の基本手当の受給資格要件を一本化します。
- 原則として、平成19年10月1日以降に離職された方が対象となります。

【旧】

- ・ 短時間労働者以外の一般被保険者
⇒ 6月（各月14日以上）
- ・ 短時間労働被保険者（週所定労働時間20～30時間）
⇒ 12月（各月11日以上）

【新】

雇用保険の基本手当を受給するためには、
週所定労働時間の長短にかかわらず、原則、
12月（各月11日以上）
の被保険者期間が必要。

※ 倒産・解雇等により離職された方（注）は、
6月（各月11日以上）が必要。

（注） 詳しい条件等は、都道府県労働局職業安定部又はお近くの公共職業安定所（ハローワーク）にお問合せください。

厚生労働省 都道府県労働局 公共職業安定所（ハローワーク）

“森林の仕事ガイダンス”開催

林業への就業をめざしておられる皆様へ
林業就業相談・共同説明会へきてみませんか！

これから林業への就業をめざしている方々（森林で働きたい人）を対象に、森林の仕事の内容や就業までの流れなど「森林の担い手」になるための相談にお応えし、林業事業体の事業内容や雇用状況等を説明するなどによって、林業への円滑な就業を支援するために、熊本県林業労働力確保支援センターと県内の林業認定事業体（森林組合や民間の林業会社）が共同して「林業就業相談・説明会」を開催します。

◇開催日時：平成20年 2月16日（土曜日）
(開場) 10:00～16:00

◇開催場所：「グランメッセ熊本」2F 中会議室
(上益城郡益城町福富1010)

- ①林業の作業現場では、どのような仕事をするのか。
- ②林業へ就業するには、どのような手順ですすめばよいか。
- ③林業への就業に向けて、どのような講習や研修などがあるか。
- ④県内には、どこの地域に森林組合や民間林業会社があるか。
- ⑤県内林業界の雇用状況はどのような状況か。

注！この「林業就業相談・説明会」は面接会ではないので、来場されて就業相談をされたり、種々説明を受けられることで、即、どこかの森林組合や民間の林業会社に就職が決まるということではありませんので、このことについてご承知のうえでご来場ください。

本件に関する問い合わせは下記へ

【主催者】財団法人熊本県林業従事者育成基金（熊本県林業労働力確保支援センター）

TEL 096-340-1151 FAX 096-340-1152

Eメール kumamori@abeam.ocn.ne.jp ULR <http://www.ikuseikikin.net/>

（担当者：野間、古市、小嶋）

謹んで新春のお慶びを申し上げます

昨年中は当育成基金・支援センターの業務運営につきまして格別のご支援・ご協力を賜りありがとうございました 厚く御礼申し上げます

本年も 倍旧のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げますと共に 皆様の益々の
ご繁栄とご健康をお祈り申し上げます

平成20年1月

財団法人熊本県林業従事者育成基金（熊本県林業労働力確保支援センター）

理事長山本 隆生 ほか役職員一同